

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### 【夜間・早朝等加算】

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき夜間・早朝等加算として 50 点を診察料に加算させていただきます。

※平日：18時以降、土曜：12 時以降

### 【機能強化加算】

当院は、「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、機能強化加算を算定しており、以下の取り組みを行っております。

- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・保健・福祉サービスの利用に関する相談に応じます。
- ・連携医療機関と協力し、夜間・休日の問い合わせへの対応を行います。
- ・必要に応じて、専門医・専門医療機関を紹介します。
- ・必要に応じて受診されている他の医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示や質問をさせていただく場合がございます。

### 【電子的診療情報連携体制整備加算】

- ・マイナ保険証(マイナンバーカードの保険証利用)を促進しています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報等を習得、活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
- ・当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。
- ・当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。
- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室等で閲覧・活用できる体制を実施しています。

### 【外来感染対策向上加算】

当院は、受診歴の有無に関わらず発熱その他感染症を疑わせる疾患(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等)の外来診療に対応します。また「第二種協定指定医療機関」の協定を埼玉県と締結しています。

**【生活習慣病管理料(I)(II)】**

令和 6 年 6 月 1 日から、脂質異常症・高血圧症・糖尿病の疾患にて通院中の患者さんには、血圧、体重、食事、運動などに関する指導内容を記載した「療養計画書」を作成し、内容に同意をいただくこととなりました。

ご理解ご協力のほどお願いいたします。

**【在宅患者訪問診療料(I)在宅患者訪問診療料(II)、及び在宅がん医療総合診療料の「在宅医療DX情報活用加算」】**

在宅の患者さんに対し、計画的、定期的に訪問診療を行い、総合的な医学管理を行うことにより算定しています。

**【在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料の「在宅医療情報連携加算」】**

当診は、患者さんの状況に応じて、専門医療・介護施設と、細やかな連携体制をとっていきます。

患者さんの同意の上、他の医療機関や介護施設と連携をしていきます。

**【処方箋料の「一般名処方加算」1・2】**

当院は患者さんに適切に医薬品を提供するために、後発医薬品のある医薬品には「商品名」ではなく、有効成分を元にした「一般名処方」を実施しています。

※「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

■健康診断書料・・・3,300 円/1 通(※診断書料とは別に、健康診断料がかかります。)

■通院証明書料・・・2,200 円/1 通